

雨との新たなおつきあい

～雨水貯留浸透施設の設置にご協力を!～



一宮市

河川などへの雨水の流出抑制のために

～雨水貯留浸透施設の設置にご協力ください～

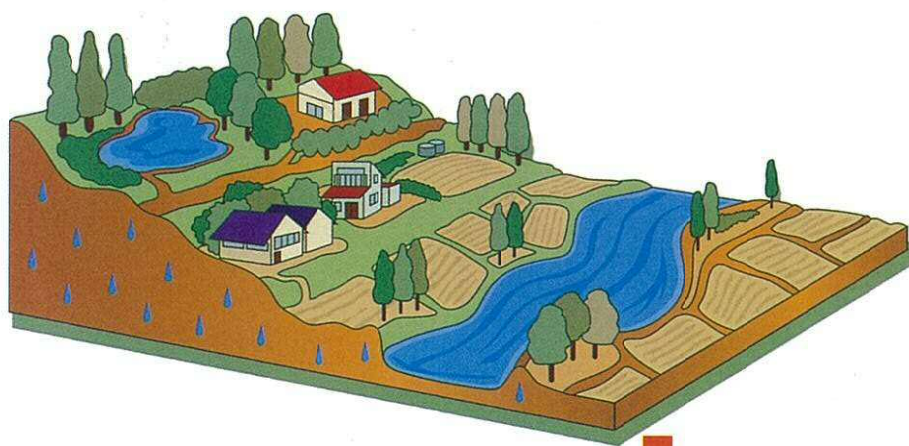
最近の都市化の進展により、雨水をためたり、しみ込ませる田畑が減ってきています。そのため、雨水が短時間で河川や水路などに流れ込み、河川がはん濫しやすくなるなど、水害発生危険性の高くなっています。

こうしたことから、一宮市では、河川や水路の改修などの治水対策を進めるとともに、民間の開発などに対しても貯留・浸透施設の設置を指導し、雨水の流出抑制に努めています。

そこで、市民の皆様方にもこの雨水流出抑制策にご協力いただくため、一定の条件のもとで雨水貯留浸透施設を設置される方に、補助金を交付する制度を平成14年度に創設しました。

市民の皆様が、雨水貯留浸透施設を設置していただくことにより、出水被害の軽減が図れるとともに、たまった雨水を利用して水資源を有効活用していただけるほか、地中へ雨水を浸透させることによって、地下水が保全され、自然環境にやさしいネットワークが広がっていきます。

ぜひ、この補助制度にご協力くださいますようお願いいたします。

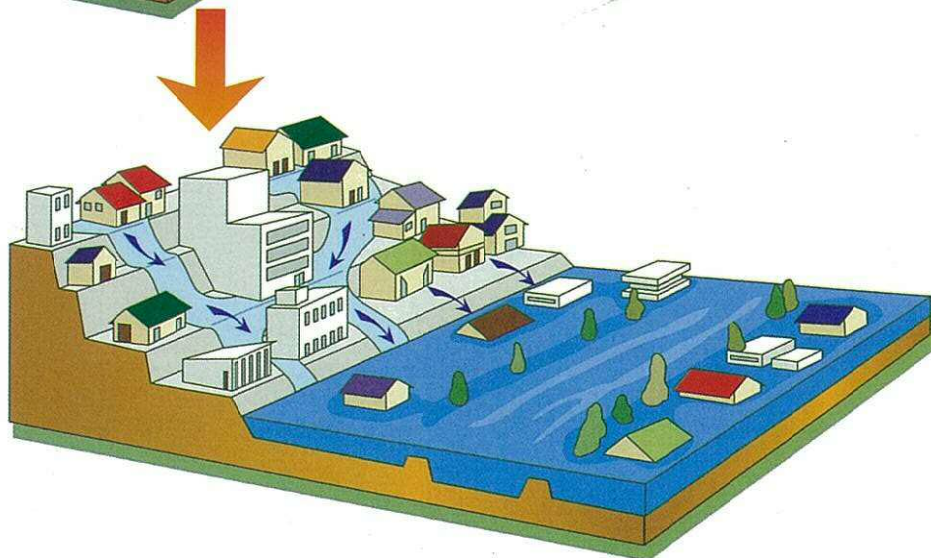


◀ 開発が進む前

雨水の多くが地中に浸透したり、水田などに貯留され、下流への流出は抑えられています。

▶ 開発が進むと

地表がコンクリートなどで覆われ、水田などがなくなることによって下流への流出が増え、低地の洪水被害が増大します。



補助対象となる施設とは…

雨水貯留施設

補助対象となる雨水貯留施設は、浄化槽転用貯留槽と新設の雨水タンクがあり、これらに関連する給排水設備からなる施設で、市が定めた設置基準に適合するものです。

- 浄化槽転用貯留槽**—— 公共下水道の接続などで不用となった浄化槽を転用して、敷地内に降った雨水を貯留する槽
- 雨水貯留槽 (雨水タンク)**—— 敷地内に降った雨水を貯留する貯留容量が100ℓ以上の新設の貯留タンク

メリットは

次の3つのことに役立ちます。

- 雨水の河川などへの流出を一時的に抑制し、出水被害の軽減が図れます。
- 植物への散水に使えるなど、雨水の有効利用ができます。
- 地下水量の保全が図れます。

補助対象地域

補助の対象となる地域は、市内全域です。



雨水浸透施設

補助対象となる雨水浸透施設には、浸透ますと透水性舗装があり、市が定めた設置基準に適合するものとなります。

- 浸透ます ————— 浸透孔などがあるますの側面や底面から、集水した雨水を地中へ浸透させる施設。
- 透水性舗装 ————— 雨水が舗装の中を通り抜けて、地中に浸透する特殊な舗装。

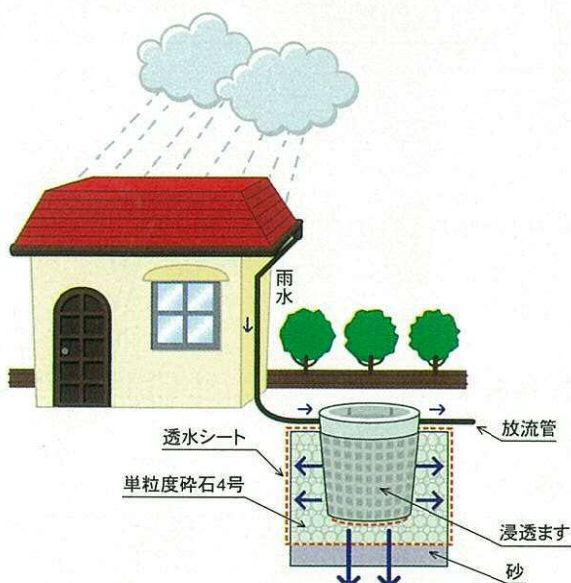
メリットは

次の2つのことに役立ちます。

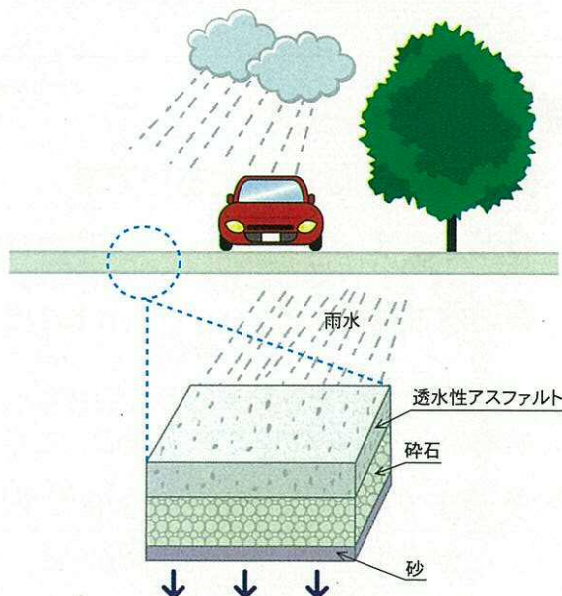
- 河川などに流れ込む雨水の量を減らし、出水被害の軽減が図れます。
- 地下水量の保全が図れます。

補助対象地域

補助の対象となる地域は、一部の区域（河川法54条、河川保全区域）を除いた市内全域です。



浸透ます



透水性舗装

補助の対象とならないもの

- 国、他の地方公共団体等が設置するもの
- 一宮市住宅事業等に関する指導要綱に該当するもの
- 大規模小売店舗立地法に該当するもの
- 既に補助金を受けたことがある雨水貯留浸透施設を作り変えようとするもの
- 移転補償など機能回復により設置するもの
- 売買などを目的とした土地または建築物に設置するもの
- 一宮市特定都市河川浸水被害対策法に関する事務処理要綱により設置するもの
(平成18年1月1日施行)
- 市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

補助の内容

■ 雨水貯留施設

雨水貯留施設を設置される方に、1施設につき工事費総額の4分の3に相当する額を補助します。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金とし、補助の上限額については下表のとおりです。

◆ 浄化槽転用貯留槽改造工事費の補助限度額 (1施設当たり)

人槽区分	補助限度額
5～10人槽まで	150,000円
11人槽～	1人槽増えるごとに1,000円ずつ増額とし、300,000円とする。

◆ 雨水貯留槽(雨水タンク)新設工事費の補助限度額 (1施設当たり)

貯留容量	補助限度額
100ℓ以上 200ℓ未満	45,000円
200ℓ以上 300ℓ未満	60,000円
300ℓ以上 500ℓ未満	70,000円
500ℓ以上 900ℓ未満	90,000円
900ℓ以上	210,000円

■ 雨水浸透施設

補助金の額は次のとおりです。

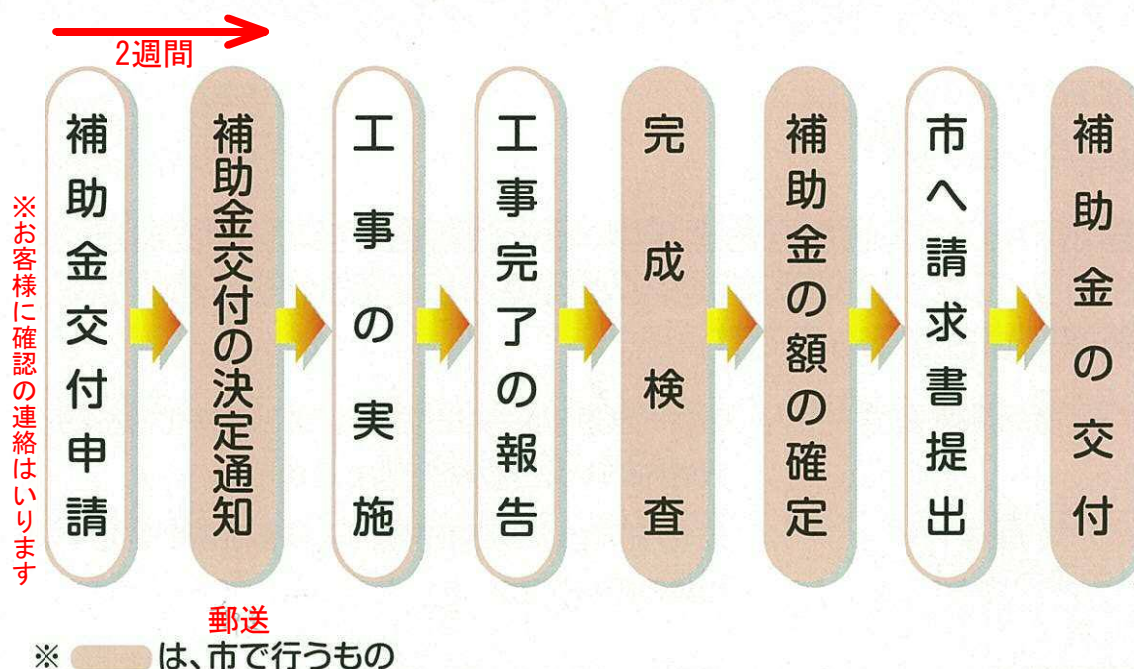
- 浸透ます …………… 1基につき設置工事費の4分の3に相当する額
- 透水性舗装 …………… 1m²につき500円

ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金とし、補助の上限額については下表のとおりです。

◆ 浸透ますと透水性舗装の補助限度額

浸透施設	補助限度額	補助対象
浸透ます(1基当たり)	24,000円	1区画の敷地内4基、96,000円を限度とする。
透水性舗装(1区画当たり)	300,000円	舗装面積は、600m ² を限度とする。

手続方法



ご注意

- 必ず設置する前に申請するようにしてください。
- 申請前に設置した場合は、補助の対象になりません。



設置の条件など詳しいことは、市治水課へお尋ね下さい。

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
TEL 0586-28-8642

一宮市ホームページアドレス

<http://www.city.ichinomiya.aichi.jp>